

※策定の際は「作業要領（別紙１－①）」等を参照（提出・公表時は本注記を削除）

別紙１－②＜様式１＞

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和３年１１月２９日）

府省名	国土交通省
対象事業名	予備検査のオンライン申請

１．対象手続一覧 ※一連の流れで必要になる手続等を含めて漏れなく記載（提出・公表時は本注記を削除）

手続ＩＤ	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
33926	自動車（検査対象外 軽自動車及び小型 特殊自動車を除 く。）の予備検査	１ 申請等	７ 国民等、 民間事業者等	１ 国	474,160 件	不明	不明	80%	令和８（2025） 年３月末
33931	自動車（検査対象軽 自動車）の予備検査	１ 申請等	７ 国民等、 民間事業者等	２ 独立行 政法人等	106,168 件	不明	不明	80%	令和８（2025） 年３月末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

自動車の使用者等が予備検査を受検することに先立ち予備検査の予約を取得する際、国又は軽自動車検査協会に検査時に必要な受検者及び自動車の情報を事前に申請することができる。

これにより、受検者が自動車検査証を提示するだけで、スムーズな受検を可能としている。

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

「自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の予備検査」及び「自動車（検査対象軽自動車）の予備検査」については、全国を対象に、オンライン申請（インターネット予約）を可能としている。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	・ 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の予備検査 ・ 自動車（検査対象軽自動車）の予備検査
各手続の概要	【概要】 予備検査・・・自動車の使用者が受ける新規検査に代えて、事前に自動車の所有者が運輸支局等に自動車を持ち込み、当該自動車を提示して受けることができる検査 ※新規検査・・・自動車登録を受けていない自動車が登録を受けるために必要な検査
	【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】 自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の予備検査 ・ 年間手続件数：503,968 件（令和2年度） ・ オンライン利用率 令和2年：不明 自動車（検査対象軽自動車）の予備検査 ・ 年間手続件数：113,815 件（令和2年度） ・ オンライン利用率 令和2年：不明
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え	【目標】 <u>オンライン利用率 80%（予備検査）</u> オンライン利用率＝予備検査のオンライン申請を行った件数/予備検査の総件数（全国）

方 （主 要 な 手 続 に つ い て 目 標 設 定）※ 調 査 中 の 場 合 で も 想 定 目 標 値 を 記 載	【取組期間（達成期限）】 令和 8（2025）年 3 月末
	【目標・期間設定の考え方】 <u>目標値</u> 正確な利用率が不明であるものの、自動車の予備検査の多くは事前に申請が行われており、5割を超える利用率があると考えられることから、目標設定の基本的考え方に基づき、目標率を 80%と設定した。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	普及促進に向けたオンライン利用状況の精査
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 4 年度までにオンライン利用率を正確に把握する。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝予備検査のオンライン申請を行った件数/予備検査の総件数(全国)
	アクション プラン a	【取組内容】 システムを活用したオンライン利用率の算定方法の策定
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度から
	アクション プラン b	【取組内容】 オンライン利用率の統計化
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度から
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	自動車の使用者等への周知、広報活動
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 8 年度までにオンライン利用率を 80%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝予備検査のオンライン申請を行った件数/予備検査の総件数(全国)
	アクション プラン a	【取組内容】 ウェブサイト等を活用した広報活動
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度から

	アクション プラン b	【取組内容】 自動車検査の予約に関する Q&A の充実、改正
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度から

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

- ・国交省 HP 内にて公表し、四半期毎に更新を行う。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

- ・利用者からの意見を随時 HP のお問い合わせフォーム及びヘルプデスクにより収集し、年一回内容をまとめ、進捗状況のチェックを行う（原則年度末）。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。